

福島市議会議員及び福島市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び福島市議会議員及び福島市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 35 号

福島市議会議員及び福島市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び福島市議会議員及び福島市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

（福島市議会議員及び福島市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正）

第1条 福島市議会議員及び福島市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「507,843円」を「530,628円」に改める。

第2条 福島市議会議員及び福島市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「237,188円」を「316,250円」に改め、同条第2号中「530,628円」を「609,690円」に改める。

（福島市議会議員及び福島市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正）

第3条 福島市議会議員及び福島市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成20年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条及び第3条の規定による改正後の福島市議会議員及び福島市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び福島市議会議員及び福島市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される福島市議会議員及び福島市長の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された福島市議会議員及び福島市長の選挙については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の福島市議会議員及び福島市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、同条の規定の施行の日以後その期日を告示される福島市議会議員及び福島市長の選挙について適用し、同条の規定の施行の日の前日までにその期日を告示された福島市議会議員及び福島市長の選挙については、なお従前の例による。